

聴覚障害者の男性が裁判員を務めた強盗致傷事件の裁判員裁判の判決が2月3日に前橋地裁であり、判決後に男性が記者会見し、「手話通訳を通じて裁判内容を十分理解できた。今後同じような人が選ばれた場合も、手話通訳を充実させてほしい」と話した。聴覚障害者が裁判員を務めたのは全国で初めてと見られる。

男性は、群馬県内に住む都丸貴之さん(40)。両耳が全く聞こえず、呼び出し状が来た直後は「難しい言葉が出てきたらどうしよう」とためらったが、「良い経験になる」と父に勧められ参加を決めた。

法廷では、地裁が手配した4人の手話通訳者が交代で都丸さんの向かい側に座り、被告と弁護人らのやりとりを通訳。3日目には、通訳を介して被告の元少年に質問した。「評議では健常者同士の会話の流れに割って入るのをちゅうちょすることもあった

が、言いたいことは伝えられた」と振り返った。

被告の弁護人によると、数週間前に地裁から聴覚障害者が選任される可能性があること知らされ、事前に地裁・検察側・弁護側で手話通訳者の座る位置や公判中の注意点などを協議し、準備を進めてきたという。弁護人は「他の裁判員との不利益が生じないよう、通訳の手の動きに合わせて話したり、平易な表現を心掛けたりした」と話した。

また、東京から傍聴に訪れた聴覚障害者の柳田広子さんは「大変参考になった。自分が選ばれたらやってみたい」と話した。

手話通訳者らは「(被告らの声が)聞き取れない時は、裁判官がサポートしてくれた。緊張度が高かった」などとコメントした。

(福祉新聞・2562号 2012年2月13日)